

第10章 食 糧 庁

第 1 節 食糧制度の運営

米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化や、マラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、平成6年8月に農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨等を踏まえ、平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）が制定され、7年11月に施行された。

この法律に基づく新たな制度では、米の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を活かした稲作の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等を図ることとされている。また、生産調整及び自主流通米価格形成センターが法律上位置づけられた。

9年11月、持越在庫の積み上がり、自主流通米価格の急落等現下の米をめぐる厳しい状況を打開し、食糧法の目的である米の需給と価格の安定を図るため、「新たな米政策大綱」を策定した。

1 米穀の需給と生産調整

食糧法においては、潜在的な生産力が依然として需要を上回っている状況の中で、米穀の需給の均衡と価格の安定を図るための重要な政策手段として生産調整が位置付けられており、平成5年度から実施されてきた「水田営農活性化対策」に引き続き、平成8年度からは「新生産調整推進対策」が実施されることとなった。

本対策は、

- (1) 自主流通米の価格の低落を防止し、農業経営の安定に資するよう生産調整の実効性を確保する。
- (2) 市場原理の導入、生産者の主体的取組等を重視するという食糧法の理念を踏まえて生産者・地域の自主性を尊重する。
- (3) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」で提示された望ましい農業構造及び農業経営の実現にも配慮する。

等の観点から、その推進を図ることとされた。

なお、平成9年度の生産調整目標面積は、673千ha（水田営農活性化対策ベースでは、787千haとなる）と計画された。

2 自主流通米の価格形成センター

9年産の自主流通米の入札取引は、早期米と通年玉に分けて自主流通米価格形成センターにおいて実施された。

- ① 早期米は大阪取引場で約1万tの入札取引が実施された。
- ② 通年玉は、年8回（東京7回、大阪8回、のべ15回）約105万tの入札取引が実施された。

3 政府買入米価

食糧法の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから、政府買入米価については、自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ、政府買入米価については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、

- (1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により、自主流通米価格の変動率を求めるとともに、
- (2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め、

これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格（前年産の政府買入米価）に乗じるという方式により算定を行っているところである。

10年産米の政府買入価格についても、この算定方式により算定を行った。

第2節 米穀の需給及び価格の安定に関するための措置

1 需 給

(1) 国 内 産 米

ア 平成9年度の「新生産調整推進対策」においては、生産調整目標面積を673千ha(水田営農活性化対策ベースでは、787千haとなるが、この面積から稲作への復帰が見込まれない土地として水稻潜在作付面積から除外される面積76千ha及び加工用米の作付予定面積38千haを除外したものが生産調整目標面積である。)として計画された。

○平成9年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生産調整目標面積	673千ha 水田営農活性化対策 ベース787千ha
生産目標数量	978万t
水 稻 生 産 量	976万t
陸 稻 生 産 量	2万t

イ 平成9・10米穀年度の需給計画は、平成9年3月に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成9・10米穀年度の需給見通し

平成8年10月末持越在庫	294万t
平成8年産米生産量	1,032万t
外国産米	51万t
供給量計	1,377万t
主食用等需要量	975～985万t
加工用等需要量	90～95万t
平成8年10月末持越在庫量	300～310万t
平成8年産米生産量	978万t
外国産米	60万t
供給量計	1,340～1,350万t
主食用等需要量	970～980万t
加工用等需要量	75～80万t
平成9年10月末持越在庫量	280～290万t

- (注) 1 平成8年産米の生産量は、他用途利用米に代わる新加工用米の生産予定量(19万t)を含む数量である。
 2 主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米である。
 3 加工用等需要量は、加工用、輸入米粉調整品代替、新規用途及び国際機関、食糧不足国等からの要請に応じ用いられる援助用等である。

ウ 平成9年産米は、出穂期以降はおおむね天候に恵まれたこと及び台風や病害虫による被害も少なく作柄が良好であったことから、作況指数102の「やや良」と

なり、主食用等の生産量は、計画生産量978万tに比べ5万t増の983万tとなった。このため、平成10米穀年度の需給は、平成9米穀年度に引き続き緩和傾向が拡大している。

エ 平成9米穀年度の期首持越量は、278万7千tであり、政府買入数量は、平成8年産米64万8千t、平成9年産米35万8千tとなったことから、政府米の供給量は、379万3千tとなった。一方、需要量は、主食用等需要量が、政府米68万3千t、自主流通米等382万6千t(うち酒造用等32万9千t、もち米7万2千t)となり、加工用等需要量が、政府米4万4千t(うち合板用1千t)、自主流通米等30万7千t(うちもち米11万5千t)となった。

また、援助用として4万8千tがある。

以上により、平成9米穀年度末政府米(国内産)持越在庫量は、301万8千tとなった。

(2) 外 国 産 米

ア 平成9米穀年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、8米穀年度からの持越在庫量は30万9千tであり、9米穀年度の輸入数量は51万1千tとなり、供給量は、82万tとなった。

一方、需要量は、主食用需要量が、3万7千t、加工用需要量が、23万4千tとなった。また、援助用として11万9千tがある。

このため、平成9米穀年度末ミニマム・アクセス輸入米の持越在庫量は、43万tとなった。

2 9年産米の出荷

9年産米の出荷は、計画出荷数量及び備蓄の運営のため政府が買い入れる米穀の数量について、9年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において、それぞれ、600万トン、120～130万トンと定めた。

また、9年産米は、豊作が連続したこと等による全体需給の大幅な緩和基調での推移、このことによる政府・民間双方の持越在庫の積み上がりと自主流通米の急激な価格低下、加えて生産現場における生産調整に対する不公平感の高まり等の問題が、当該基本計画の策定以降9年産の作柄(豊作)が明らかとなるにしたがい顕著なものとなる中での出荷対応となった。

(1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷を予定する数量の申出を受けた。

申出の結果は、計画出荷申出数量合計614万トン(うち米601万トン、もち米14万トン)となった。

表1 平成9年産米の最終出荷数量

(単位: 玄米 t)

都道府県	政府米	自主流通米	合 計
全 国	1,191,606	4,327,336	5,518,942
北海道	182,079	424,910	606,989
青森	78,252	184,728	262,980
岩手	55,890	202,261	258,151
宮城	37,668	296,675	334,343
秋田	104,131	363,553	467,684
山形	45,179	292,098	337,277
福島	33,064	205,161	238,225
茨城	30,668	114,542	145,210
栃木	57,684	191,258	248,942
群馬	25,136	6,778	31,914
埼玉	26,151	34,037	60,188
千葉	18,673	121,373	140,046
東京	63	16	79
神奈川	813	3,348	4,160
新潟	60,148	377,127	437,275
富山	25,080	153,434	178,514
石川	11,760	86,912	98,672
福井	17,243	94,670	111,913
山梨	1,723	4,207	5,930
長野	21,501	103,252	124,753
岐阜	11,198	42,525	53,724
静岡	5,058	13,731	18,789
愛知	18,220	35,300	53,520
三重	17,283	37,739	55,022
滋賀	17,863	104,816	122,679
京都	8,018	26,530	34,548
大阪	286	2,628	2,914
兵庫	12,051	87,986	100,037
奈良	4,938	9,166	14,104
和歌山	713	3,626	4,338
鳥取	8,331	35,725	44,056
島根	5,826	57,869	63,695
岡山	14,154	71,411	85,565
広島	20,946	56,573	77,518
山口	27,872	55,432	83,304
徳島	2,967	17,732	20,699
香川	13,493	32,449	45,942
愛媛	14,020	20,307	34,327
高知	1,140	19,505	20,645
福岡	32,870	95,041	127,911
佐賀	25,196	79,947	105,143
長崎	10,578	13,521	24,099
熊本	33,089	75,718	108,807
大分	22,998	28,710	51,707
宮崎	14,062	21,289	35,351
鹿児島	15,532	19,310	34,842
沖縄	0	2,410	2,410

(2) 予定計画出荷基準数量の決定

生産者からの計画出荷申出数量を参酌して、各都道府県ごとの予定計画出荷数量(合計600万トン)を決定し、5月30日に通知した。

当該通知を受け、都道府県が市町村ごとの予定計画出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準

数量をそれぞれ決定し通知した。

(3) 政府売渡申出数量の申出

7～8月に生産調整実施者から政府売渡申出数量の申出を受け、その結果は、130万トンとなった。

(4) 予定政府買入基準数量(一次配分)の決定

顕在化してきた米をめぐる種々の問題を克服すべく関係各方面との検討を行う中、出来秋を控えた生産現場における混乱を回避する等の観点から、9月10日、当面の政府買入数量70万トンについて、生産調整実施者からの政府売渡申出数量を参酌して、各都道府県ごとの予定政府買入数量を決定した。

(5) 予定政府買入基準数量(最終配分)の決定

米をめぐる種々の問題の克服にかかる検討の結果、米政策全般について再構築を図ることを旨として「新たな米政策大綱」を決定したことを受け、11月21日、政府買入数量60万トンについて、生産調整実施者からの政府売渡申出数量を参酌して、各都道府県ごとの予定政府買入数量を追加決定し通知した。

(6) 予定計画出荷基準数量の変更

出来秋において、生産者による予定計画出荷基準数量の変更の申出及び当該変更申出に基づく予定計画出荷基準数量の変更を実施し、その結果、21の道府県について都道府県別予定計画出荷数量の変更が該当(4府県について計23,239トンの増加変更、17道県について117,688トンの減少変更)した。

なお、都道府県別予定政府買入数量の都道府県間調整は行わなかった。

(7) 最終出荷数量

10年2月末日で計画出荷基準数量及び政府買入基準数量の確定を行い、自主流通米及び政府米の売渡し等の期限である10年3月末日まで出荷がなされた。

平成9年産米の最終出荷数量は、政府買入米119万t、自主流通米433万tとなった。

なお、各都道府県の数量は表1のとおりである。

(8) 出荷対策

9年産米の出荷については、出来秋にかけて、米をめぐる種々の問題の克服にかかる検討及び当該検討結果としての新たな米政策大綱の決定があったこと等から、生産現場が混乱を来さないことに十分に配慮した周知活動の徹底、出荷手続の運用、当該検討方向及び結果に即した的確な出荷への対応を関係者との連携の下に実施した。

3 販 売

(1) 政府米の販売

9米穀年度における政府米の販売は、7・8年産の

豊作により需給が緩和する中で、消費者の新米志向が強く、持越米である政府米の販売が難しかったことに加え、卸売業者等の手持在庫の調整による供給量の増加等の要因により、計画に比べて低調であった。

また、外国産米の販売は、加工用等を中心として供給することにし、新規需要開発に努めたところであるが、計画したほどの需要が伸びず、相当量が売れ残ることとなった。

(2) 政府米の販売数量

9 米穀年度における主食用の販売実績は、基本計画で見通した120～130万tの計画に対し、約71万t(うち外国産米約3万t)となった。

また、加工用の売却実績は、基本計画で見通した70～75万トンの計画に対し、約45万t(全量外国産米)となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、①消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設(その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定)が制度上位置づけられた。

自主流通助成については、2 年産米より通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5 年産米からは自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

なお、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下での計画流通制度を円滑に推進するため、平成8年度予算から自主流通米計画流通対策、自主流通米計画販売対策、自主流通備蓄・調整保管関連対策の3事

業から成る計画流通推進総合対策を実施した。

9 年産米については、計画流通推進総合対策に替え、新たな米政策大綱に基づき、8 年産備蓄調整保管緊急対策及び自主流通米需給改善促進特別対策を実施することとした。なお、これに伴い自主流通米計画販売対策は廃止し、自主流通米計画流通対策は9 年産まで継続することとした。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 8 年産米については、食糧法の施行にともない自主流通米が米流通の主体となることから、8 年3 月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を455～465万tとして計画したところであるが、実績については、460万t(主食用うるち米395万t、酒造用等35万、もち米11万t)となった。

なお、9 米穀年度においては、6 年産米の大豊作に引き続き平成8 年産米が作況指数105となり、需給の緩和が続いたことから、調整保管70万tを実施した(他に、備蓄10万t、もち在庫保有5万t)。

イ 9 年産米については、9 年3 月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を470～480万t(加工用米の生産予定量19万tを含む)と計画したところであるが、その実績については約434万t(主食用うるち米376万t、酒造用等29万t、もち米10万t、加工用米19万トン)と見込まれている。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

早期米については、通年玉と異なる流通上の特性に十分配慮し、前年産米と同様の産地品種銘柄に加え早期に出回りのある千葉、福岡、熊本の銘柄を含めて、平成9 年7 月25日に入札取引(大阪取引場)が実施された。

一方、通年玉の入札取引の仕組みについては、入札取引を年8 回(東京7 回、大阪8 回、のべ15回)実施、地域区分上場の増加(三重コシヒカリについて伊賀と一般地域に区分し、福島コシヒカリについて中通り、会津及び浜通りに区分し、それぞれ上場)等、需給実勢が反映された価格が形成されるよう所要の改善を図った。

また、入札実施時期については、作柄及び集荷の動向が確定しない年内は毎月、作柄及び集荷の確定する年明け以降は2 か月ごとに入札取引が実施された。

自主流通米価格形成センターにおける入札取引結果について、早期米第1 期(受渡し期間：～8 /10まで)

の指標価格は、各銘柄とも値幅制限の上限で取引され、第2期（受渡し期間：8/10～8/31）の指標価格は、千葉ひとめぼれ、高知ナツヒカリを除く8産地品種銘柄が基準価格を下回って取引された。

通年玉については、豊作にもかかわらず出来秋の価格水準は高く、その後、低下傾向にあるなど、計画流通米の円滑な流通に支障を生じた面もあり、平成9年産米については、自主流通米価格形成センターの入札取引及び自主流通計画に基づく相対取引について、自主流通米の円滑な流通に資する観点から、必要な改善を図ることとした。

(3) 自主流通助成措置

9年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 自主流通米計画流通対策費

計画外流通米との競合の下で相当量の自主流通米を確保するため、自主流通米の安定的な出荷や販売ルートに応じた円滑な出荷・流通を図るために交付した。

9年産米については、円滑な出荷・流通を図る観点から、安定出荷のための安定出荷額として60kg当たり750円、良質米（特定銘柄の1等）の出荷確保のための特定出荷加算として60kg当たり250円、第2種登録出荷取扱業者等が取り扱う場合の流通調整加算として60kg当たり140円を交付した。

イ 自主流通米需給改善促進特別対策費

平成12年10月に向けて国産米在庫水準の適正化を図ることを目的とした生産者団体等の緊急の主体的取組を支援するため28,900百万円の予算措置を講じた。

5 加工用米

(1) 制度の導入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について、

- ① 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いことに不満があるとともに特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること
 - ② 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること
- 等の意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用等について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

加工用米は、新生産調整推進対策では他用途利用米のように転作カウントの一部とせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除されたが、10年度及び11年度に実施される緊急生産調整推進対策では生産現場における混乱を避ける観点から加工用米カウントとして生産調整の実績算入の対象とすることとされた。

なお、その流通については、従来どおり自主流通米の一部として供給されることになっている。

(3) 生産予定数量

ア 9年産

9年産については、生産者団体及び需要者団体双方の協議により19万トン（うち18万トン、もち1万トン）とすることで合意された。

イ 10年産及び11年産

10年産及び11年産については、緊急生産調整推進対策の実施により生産調整対象水田面積が拡大されたことに伴い、他の転作推進手法が取り難い地域においても転作を行うよう配慮し例外的措置として9年産より5万トン拡大し24万トン（うち225千トン、もち15千トン）としたところである。

6 米穀販売業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者については消費者に対し、その需要に的確に対応し米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

(1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほか次の要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米t（ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米t）以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売場を権原に基づき利用できること。

(2) 販売業に対する流通規制の緩和

食糧法において、流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう米穀販売業者の流通規制も次のとおり緩和されたところである。

ア 小売業については、従来店舗を新設する場合は、新たな許可が必要とされていたが、食糧法においては、変更登録を受ければ随時に販売所を新設することができるようになった。

イ 従来配達等については、許可を受けた都道府県の区域内に限定されていたが、食糧法においては、配達や通信販売について、登録を受けた区域以外の区域でも行えることとするともに、店頭以外に設置される自動販売機による米穀の販売及び米穀の移動販売（移動販売車）の台数制限も廃止した。

ウ 卸売業者については、既に登録を受けている卸売業者が他の都道府県で登録を受ける場合（いわゆる「他県卸」）は、高品質な袋詰精米を製造できると精施設を有する等一定の基準に適合する場合にあっては、数量要件を400精米tに緩和、卸売業者の全国的な経営展開が可能になった。

(3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく販売業の登録が各都道府県において過去2回実施されたところであり、その状況は下表のとおりとなっている。

	登録申請 前の業者 数	8.6.15 現在登録 業者数	9.6.30 現在登録 業者数
卸売業	274	339	346
いわゆる 他県卸	—	延べ 766	延べ 926
小売業者の 販売所	93,334	175,973	183,770

(注) 登録申請前の業者数は、卸売業は平成8年4月1日現在、小売業は平成7年4月1日現在である。

7 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持・定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて協力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、備蓄米需要促進対策及び健康的な食生活を維持するためのごはん食についての正しい知

識の普及及び啓発活動を実施した。

(ア) 備蓄米需要促進対策の実施

平成5年産米の凶作の経験などを踏まえ食糧法に位置付けられた米の備蓄制度を円滑に運営するため、関係団体と連携を取りつつ次の事業を実施した。

a 備蓄米の愛称〈たくわえくん〉の決定

b テレビCM、ポスター等によるPR

女子柔道の田村亮子選手をイメージキャラクターとし、主婦を中心とした一般消費者を対象に、備蓄制度や低温保管の周知等を通じた備蓄米のPRを実施

c 備蓄米販売協力店名簿の作成・周知

各食糧事務所において、備蓄米を販売している小売店の名簿を作成し広報誌等を通じて周知

d 店頭試食キャンペーンの実施

備蓄米販売協力店の店頭にて消費者に対する備蓄米の試食を実施

(イ) ごはん食の普及・啓発活動

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

b 消費者団体等を通じたごはん食の啓発活動

c 啓発、宣伝事業用の各種資料の作成、提供

d 小・中学生（小学生は5・6年生を対象とする）、高校生及び料理学校生徒等を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの運営、米食・米加工品の普及、稲作体験活動等）を実施した。

8 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

8年5月現在における学校給食の実施状況は表2のとおりである。

表2 学校給食実施状況

区 分	学校数		児童・生徒数	
	校	%	千人	%
完 全 給 食	32,478	(86.5)	11,038	(86.2)
補 食 給 食	521	(1.4)	70	(0.5)
ミ ル ク 給 食	2,145	(5.7)	817	(6.4)
計	35,144	(93.6)	11,925	(93.1)
未 実 施	2,388	(6.4)	882	(6.9)
総 計	37,532	(100.0)	12,807	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

9年度の学校給食用米穀（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、

新規実施校	60%
(週3.0回以上実施計画校)	47.5%
その他の学校	40%

とした。
その他、米飯学校給食の推進のための施策として、52年度より学校給食米飯導入促進事業を実施し、学校給食用パン製造業者等が学校給食用の委託炊飯設備を設置する場合に、その設備費を一部補助することや、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（9年度政府米値引相当額の95%）を行い、また4年度からは、地域の実情に応じた米飯給食の推進を図ることとして米飯学校給食推進特別対策事業を実施するとともに、8年度からより良質な米穀の普及・促進を図るため、米飯給食良質米普及促進事業を実施している。

この結果、8年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.9%（51年5月36.2%）
- ② 対象児童・生徒数は、99.3%（51年5月30.9%）
- ③ 週平均実施回数2.7回（51年5月0.6回）
- ④ 米穀の使用実績は約10万2千t（51年5月1万t）
- ⑤ 週3回以上実施している学校は、71.5%（51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

9 新たな米政策

(1) 対策構築に至った背景

現下の米をめぐる状況は、豊作が連続したこと等により全体需給が大幅な緩和基調で推移し、政府及び民間双方の持越在庫が積み上がる中、自主流通米の価格が急激に下落し、また生産調整についても、現場での不公平感が高まる等の問題が生じていた。

このような状況を打開し、食糧法の目的である米の需給と価格の安定を図るため、「新たな米政策大綱」を平成9年11月20日策定した。

本対策は以下のとおり生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする総合的な対策である。

(2) 生産調整対策

ア 生産調整の規模

平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準の上限である200万tまで減少させることとし、2年間かけて生産調整に取り組む。

平成10年の目標面積は、963千h（対前年+176千ha）である。

生産調整目標面積は、毎年の需給状況、価格情報等を反映しながら適時見直すこととする。

イ 生産調整実施者への助成措置

需給調整に貢献している生産調整実施者（目標達成率100%以上の農業者）の経営安定を図り、不公平感を改善することを通じ、生産調整を円滑に推進するため、(ア)米需給安定対策、(イ)稲作経営安定対策、(ウ)水田営農確立助成金の3つの施策を一体的に実施する。

(ア) 米需給安定対策

a 全国各地の生産者の公平な拠出（水田面積10a当たり3千円）と政府の助成による資金を造成し、生産調整の取組の実態に応じて補償金を受け取る仕組み。

態様	単価
①一般作物転作 （大豆、麦、飼料作物等） 永年性作物等転作（果樹等） 多面的機能水田（景観形成作物等）	25千円/10a
②調整水田	10千円/10a
③特例作物転作（野菜等）	4千円/10a
④土地改良通年施行 保全管理、自己保全管理	4千円/10a
地域集団加入促進（①～③に加算）	5千円/10a

b 助成金の交付を受けることができるのは、目標面積を100%以上達成した生産調整実施者である。地域で集団的に加入した場合は、補償金が更に上乗せされる。

(イ) 稲作経営安定対策（5 参照）

(ウ) 水田営農確立助成金

a 大豆・麦・飼料作物等他作物を取り込み稲作・転作一体となった望ましい水田営農の実現に取り組む農業者・地域を支援するための助成金を交付する仕組み。

b 助成金の交付を受けることができるのは、1の米需給安定対策の加入者であり、かつ目標面積を100%以上実施した生産調整実施者である。

種類	一般作物 (大豆、麦、飼料作物等)	特例作物 (野菜等)
高度水田営農確立助成	20千円/10a	2千円/10a
生産組織・集落営農助成	10千円/10a	2千円/10a
畜産複合助成	10千円/10a	—
中山間産地形成助成	10千円/10a	2千円/10a

(エ) 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策

上記(ア)～(ウ)の対策のほかに、緊急の技術対策として、水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を支援するため、湿害の克服、収量向上などの課題に対応した技術対策を計画的に実施する農業者・営農集団に対し、必要な経費を定額（10/10）で助成することとしている。

(3) 稲作経営安定対策

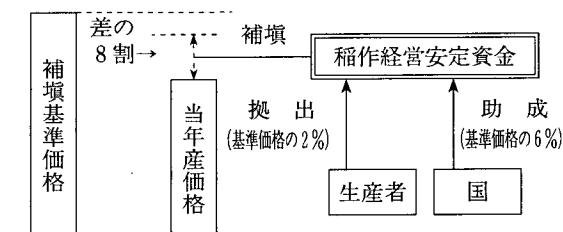
ア 本対策の趣旨

自主流通米の価格変動が稲作経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落のうち一定額（8割）を補填する制度である。

イ 本対策の仕組み

(ア) 補填基準価格は、産地品種銘柄ごとに過去3カ年の自主流通米価格の平均価格（3カ年移動平均）である。

(イ) 生産調整実施者（目標達成率100%以上の農業



(※稲作経営安定対策に加入するためには、米需給安定対策にも加入することが必要。)

者)の出荷する自主流通米を対象としている。

ウ 新たな米政策確立円滑化対策

10年度からの新たな米政策への円滑な移行を図るため、9年度に生産調整を実施した者のうち「新たな米政策」に参加する者に対して、生産者団体と国が共同で（補助率1/2）、銘柄ごとの6～8年産平均価格と10年産稲作経営安定対策の補填基準価格である7～9年産平均価格との差額の8割を交付することとしている。

(4) 計画流通制度の運営改善

ア 備蓄運営ルールの確立

備蓄水準の適正化を図るため、10年産から、以下の「備蓄運営ルール」を導入することとしている。

(ア) 指針及び基本計画上、政府米買入数量より政府米販売数量を大きくする。

(イ) 実際に販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達数量を差し引いた数量とする。

この備蓄運営ルールを踏まえて、10年産米の政府買入数量は、10RYの政府米販売が125万トンとなることを前提として100万トンとしている。

10RYの政府米販売が125万トンに達しない場合の実際の政府買入数量は、100万トンから販売計画未達数量を差し引いた数量となる。

10米穀年度の政府米販売数量

実際の販売数量	計画未達	計画 125万t
実際の買入数量	計画未達	計画 100万t

10年産の政府買入数量

イ 今後の政府買入銘柄

円滑な備蓄運営を可能にするため、10年産から、政府買入対象銘柄についても一定の条件を設けることとしている。

具体的には、銘柄ごとの計画出荷米（政府米＋自主流通米）のうち、政府買入は60%以内に限定される。

第3節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

9年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収等を考慮して55万7千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦6万t、はだか麦1万3千t、計7万3千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに578万2千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により25万5千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して592万7千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して16万t、合計608万7千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して25万7千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して4万9千t、合計30万6千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、9年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は27万3千t、大・はだか麦は4万3千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する121万2千t、大・はだか麦は9万4千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

9年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦52万2千t、大・はだか麦8万2千t（大麦6万8千t、はだか麦1万4千t）となり、当初計画に比べ、小麦は3万5千tの減少、大麦は8千t増、はだか麦は1千t増、大・はだか麦計では9千t増となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦473万8千t、大・はだか麦19万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は104万4千t、大・はだか麦は6万tそれぞれ減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は488万3千t、固有用途用は15万8千tとなり、当初計画に比べ、主食用は104万4千t、固有用途用は2千tそれぞれ減少し、合計で504万1千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用20万7千t、固有用途用（麦茶用等）7万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用は5万t減少、固有用途用は2万7千t増加となり、合計で28万3千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦27万3千t、大・はだか麦5万tとなり、当初計画に比べ、小麦は計画同、大・はだか麦は7千tの増加となった。

外国産麦については、小麦は109万6千t、大・はだか麦6万1千tとなり、当初計画に比べ、小麦は11万6千t、大・はだか麦は3万3千tの減少となった。

2 9年産麦の集荷

政府買入れのための諸措置

ア 9年産麦の政府買入れについては、6月10日に買入条件を設定した。

イ 9年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月10日、農林水産省告示第760号をもって告示された。

小麦	（銘柄II・1等正味60kgにつき）	9,023円
大麦	（銘柄II・1等正味50kgにつき）	6,478円
はだか麦	（銘柄II・1等正味60kgにつき）	9,331円

ウ 9年産の政府買入数量は次のとおりである。

	9年産	8年産	前年比
小麦	521,602	423,805	123.1
大麦	67,349	70,352	95.7
はだか麦	14,685	16,518	88.9
合計	603,636	510,675	118.2

3 麦管理改善対策

(1) 9年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 9年産小麦の流通契約の基準となる数量（契約基準数量63万t）及び流通契約諸条件については、8年7月23日に開催された事前協議会（生産者団体及び実需者代表等で構成）において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用59万8千t、固有用途用（醬油等）3万2千t、計63万tの流通契約（当初契約）が締結された。（表3）

(イ) 9年産の政府買入数量は、52万1千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を

一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 9年産大・はだか麦の契約基準数量(10万1千t)及び流通契約諸条件については、8年7月23日に開催された事前協議会において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用8万6千t、麦茶用等1万5千t、計10万1千tの当初契約が締結された。(表3)

(イ) 9年産の政府買入数量は、8万2千tと契約基準数量とはほぼ同じになった。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

表3 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

種 類	(単位：玄麦千t)	
	9年産	10年産
小 麦		
契約基準数量	630	607
当初契約数量	630	607
未契約数量	0	—
政府買入数量	522	—
契 約 麦	522	—
非 契 約 麦	0	—
大・はだか麦		
契約基準数量	合計101.3	合計112.5
	小粒大麦 22.3	小粒大麦 28.5
	大粒大麦 62.0	大粒大麦 63.0
	はだか麦 17.0	はだか麦 21.0
当初契約数量	101.3	112.5
未契約数量	0	—
政府買入数量	82	—
契 約 麦	82	—
非 契 約 麦	0	—

(2) 10年産麦契約締結状況

10年産麦の流通契約の基本条件等については、9年7月23日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、60万7,460tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表4)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 契約基準数量の確保について

生産側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 良品質麦生産の取り組みについて

生産側にあつては、近く決定される良品質麦安定供給対策を、生産に的確に反映するよう努力するものとする。

④ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」(平成7年12月26日閣議決定)を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめ、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力する。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は、流通の実態に合わせ10年産は各麦種別に定めることとし、小粒大麦2万8,500t、大粒大麦6万3,000t、はだか麦2万1,000t、合計11万2,500tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表5)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 麦種別契約基準数量の確保について

生産側にあつては、麦種別契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図る。特に大粒大麦については契約基準数量を見合った適正な作付面積を厳守するものとし、大幅に超過することのないよう、最大限の努力をするものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 良品質麦生産の取り組みについて

生産側にあつては、近く決定される良品質麦供給対策を、生産に的確に反映するよう努力するものとする。

④ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」(平成7年12月26日閣議決定)を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめ、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力する。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

ウ 契約生産奨励金

9年9月26日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、10年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表6)

4 売 却

(1) 製粉用玄麦(小麦)の売却実績

9年度における製粉用玄麦の売却実績は、内麦42万

表4 小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 県間流通麦	・ 県間流通する麦 ただし、4の超過麦は除く	1 北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ※道内流通を含む。 2 都道府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については、別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
4 超過麦	・ 都道府県別契約基準数量の102.5%を超える数量の麦	・ 消費地までの経費実費相当額とし、負担額については、別に定めるところによる。 ただし、北海道産については、消費地までの経費実費相当額として、8,200円/tを負担する。	・ 契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。

(注) 1の県間流通麦の但書き及び4の超過麦の規定については適用しない。

表5 大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	・ 北海道産の麦 ・ 関東産の麦で域外(九州、四国)の実需者が引き取る麦 ・ 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・ 北海道産 59円/50kg (1,180円/t) ・ 関東産 47円/50kg (940円/t) ・ 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	・ 遠隔地産麦については、実需者の引取経費が割高になっている実態にかんがみ、この引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	25円/50kg (500円/t) 30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

表 6 10年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

	小麦 (60kg)	大麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
品位ランク			
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件	基 準 額
-----	-------

ばら流通する麦

1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件	基 準 額	交 付 要 件
-----	-------	---------

6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦

1,600円/t

要件を満たして交付対象となつてから3年間

(4) 生産・流通改善奨励額

要 件	基 準 額
-----	-------

受渡受託者によって政府に売り渡された契約麦

300円/t

9千t(9%), ソフト系外麦129万t(26%), セミハード系29万1千t(6%), ハード系外麦287万3千t(59%)で、対前年比6万7千tの減少となった。

また、売却数量のうち外麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産243万3千t(WW69万9千t, SH29万1千t, HP45万4千t, DNS98万9千t)で55%, カナダ産143万t(CW122万9千t, DRM20万1千t)で32%, オーストラリア産59万1千t(ASW)で13%となっている。

(2) 固有用途用(小麦)の売却実績

固有用途用については、しょうゆ・手延べそうめん用等として15万8千t(内麦2万5千t, 外麦13万3千t)を売却した。

(3) 大・はだか麦の売却実績

精麦用としては、20万7千t(国内産大・はだか麦7万2千t, 外国産大・はだか麦13万5千t)を売却した。

麦茶・ビール用等としては、7万6千t(国内産大・はだか麦1万4千t, 外国産大・はだか麦6万2千t)を売却した。

5 新たな麦政策

(1) 対策構築に至った背景

麦は、国民生活において米に次ぐ主要食糧であり、また、生産性の高い水田営農や合理的な輪作体系の下での畑作営農の確立を図る上で不可欠な作物である。

しかしながら、現下の麦をめぐる状況をみると、昭和27年のいわゆる「間接統制」への移行以来、麦政策の基本構造は長きにわたり変化なく維持されてきたことから、生産、流通、加工の各面で多くの問題を抱え

るにいたっている。

このような状況の中、9年3月に学識経験者、生産者、製粉企業等から構成される麦問題研究会を計7回開催し、麦政策全般の在り方について検討を深め、9年12月11日に麦問題研究会報告書「新たな麦政策の在り方について」が取りまとめられた。9年12月12日の米価審議会の答申付帯意見において「麦問題研究会の報告については、早急に具体策の検討を深め、その実現を図ること」とされ、これを踏まえ、10年5月29日以下の内容の「新たな麦政策大綱」を策定した。

(2) 基本的考え方

ア 麦に関する施策について、民間流通への移行を基軸に総合的・全面的に見直し、生産者と実需者が共存共栄し、国民の理解が得られるような麦作振興方策と麦関連産業の発展の方向を見出す。

イ 「新たな麦政策」の推進に当たっては、転換プログラムを踏まえ、3～5年をかけ、実態に即した円滑な移行が図られるよう配慮。

(3) 現行施策見直しの方向

ア 国内産麦

需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内産麦については、これを自由な民間流通に委ね、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入。

(ア) 民間流通の仕組みの構築

民間流通を円滑に進めるための仕組みを構築するため、生産者、実需者、行政による「民間流通検討会(仮称)」を設置し、具体的な検討を行う。

また、品質取引に備え、公正・透明性のある基準の設定を担保するための体制整備、流通の実態に即した検査規格の整備等を図る。

(イ) 生産者に対する新たな措置の導入

民間流通への移行に際し、生産者の経営安定等を図るための新たな措置として「麦作経営安定資金(仮称)」を創設。水準を含めた具体的内容については民間流通の在り方に関する検討も踏まえ、早急に具体案を示せるよう検討。

(ウ) 収量変動に対する対応

災害時における収入減にも対応しうる新たな手法の導入について、農業共済制度全体の見直しの中で検討。現行方式についても、被災の態様に応じた適切な補償が行われるよう運用の改善を図る。

(エ) 研究開発の充実・強化

a 品種の開発段階から生産者及び実需者による評価を加える新たな体制を創設。

b 地域別の達成目標・達成時期を明確にした品種開発の推進。

c 新品種や栽培技術の現地での普及の加速化及び研究開発の成果のPRの促進。

d 3年間を目途とする「緊急プロジェクト」の創設。

(オ) 生産対策の充実・強化

a 産地毎の地域の条件に応じた目標を踏まえた、担い手を中心とする効率的な生産体制の整備。

b 産地毎の品質管理システムの構築及び新品種に係る栽培技術体系の確立・普及等実需者のニーズに対応した品質向上。

c 地域の条件に応じた基本技術の励行等、及び新技術の実用化・普及の促進。

(カ) 政府買入れと政府売渡し

a 民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途を残す。

b 政府売渡価格については、政府買入れが不要となった際には、透明性の高い新たな算定方式(外麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式)に移行。

イ 外国産麦

外国産麦については今後とも国家貿易により政府が計画的に輸入。その際、更に効率的な運営を図るため、

(ア) 政府管理経費の節減合理化と併せ、大型船の活用による輸入コストの削減、港湾諸経費に係る官民の負担関係の見直しを行うとともに、

(イ) 備蓄水準の弾力的運用、在庫保有の官民分担関係の適正化を図る。

ウ 麦加工産業

(ア) 製粉企業における適正な規模等の基準、製造・販売コストの目標等を踏まえた合理化の推進。

(イ) 中小製粉企業の一層の合理化・事業転換及び特色を活かした経営活動の推進。

(ウ) 競争原理の導入の観点から製粉用小麦の売却方法を見直し、実需者の希望に基づいた売却方法に改善

エ 飼料用麦等

(ア) 専増産ふすま制度については、代替飼料の開発・普及、各種企業対策の推進等を踏まえ、平成14年度末を目途として廃止。また、これに併せ、特定用途の麦の一部にSBS方式を段階的に導入。

(イ) 国内産飼料用大麦制度については、民間流通への移行を機に廃止。

(ウ) ビール麦について、円滑な契約栽培を推進。

(4) 現行施策の見直しの方向を踏まえた10年度における対応の考え方

ア 10年度において良品質麦の安定供給を進めていくような対応方策を検討。

イ 平成10年産麦の政府買入価格については、現行算定方式に基づき適正に決定。

第4節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成9年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)21万t、農業倉庫(カントリーエレベーターを含む)917万8千t、集荷商人倉庫51万t、営業倉庫408万5千t、民間サイロ352万t、合計1,750万2千tとなり、前年同期に比べて81万6千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫(政府サイロを含む)11、農業倉庫1,720、集荷商人倉庫1,105、営業倉庫(民間サイロを含む)737、合計3,573であり、前年同期に比べて156減少している。

カントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、9年4月1日現在で6,125本のサイロビンが指定されており、その収容力は170万9千t(もみ)に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、9年11月末現在で588万2千t(うち、国内米316万5千t)であり、前年同期に比べ25万5千t増加(うち、国内米13万3千tの増加)となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫

数量の推移は表7のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表7 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量

(単位：千t)

年 度	標準収容力	在庫数量
7	16,554	4,623
8	16,686	5,627
9	17,502	5,882

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

9年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は609万9千tであり、95万4千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表8のとおりである。

表8 低温・準低温倉庫の標準収容力

(単位：千t)

年 度	低 温	準低温	計
7	3,720	898	4,618
8	4,262	884	5,146
9	5,247	852	6,099

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

9年度政府所有食糧等の保管料支払額は576億円であり、前年度に比べ81億円の増となっている。

表9 会計年度保管料支払額

(単位：百万円)

種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減 (△)
国 内 米	24,054	9,947	34,001	4,857
国 内 麦	585	1,677	2,262	353
外 米	5,592	35	5,627	2,031
外 麦	8,564	—	8,564	854
輸入飼料	7,097	—	7,097	51
計	45,892	11,659	57,551	8,146
対前年増減(△)	8,831	△685	8,146	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成9年度における政府米の運送数量については、国内産米及び外国産米とも政府米の販売促進等に伴う運送数量の増加により、前年度を上回る171万t(前年度155万t)となっている。

表10 会計年度政府米運送実績

(単位：千t)

年 産	県間運送	県内運送	計
6 年 産	61	102	163
7 年 産	114	63	177
8 年 産	335	428	763
9 年 産	61	169	230
国内産計	571	762	1,333
外国産米	175	200	375
合 計	746	962	1,708
(前年度計)	(664)	(887)	(1,551)

イ 運送対策

運送環境の厳しい状況下における米穀の安定運送に向けて、平成9年度は次の運送対策を実施した。

(ア) 運送数量の事前通知及び運送指令の随時発出により、指令月初めからの運送体制の確保。

(イ) 比較的運送余力のある時期における前倒し運送の実施。

(ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度からWTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われたが、9年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米447千t(決算ベース、以下同じ)、もち米24千tであった。

(2) 麦 類

9会計年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量は570万4千tで、うち食糧用473万8千t、飼料用96万6千tである。大麦の輸入量は140万9千tで、うち食糧用19万5千t、飼料用121万4千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

9年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米128千t、タイもち米7千t、中国うるち米43千t、中国もち米1千t、アメリカうるち米183千t、アメリカもち米16千t、オーストラリアうるち米85千t、その他8千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 1997年の世界の米の生産量は(粳ベース)は前年をわずかに上回る5億7,850万tと見込まれている。

(FAO資料による。以下同じ)。

これは、インドネシア、フィリピン等で減少したものの、中国、インド等で増産となることによる。

(イ) 97年の世界の米の貿易量(精米ベース)は、中国、インドネシア等の輸入の減少等により、前年を下回る1,900万tと見込まれている。

(ウ) 97年の世界の米の期末在庫量(精米ベース)は前年を上回る5,610万tとなった。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をBOT(タイ国貿易取引委員会)公表の価格(うるち精米100%B)で見ると、97年8月に入りタイバーツが急落した影響からタイ米輸出価格も下落を続け、11月中旬には300ドル/tまで下落した。その後、緩やかな回復基調で推移し、98年8月には、355ドル/tとなった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

9年度における小麦の輸入量は、前年度を9万3千t上回る570万4千t(前年度は561万1千t)となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を8万2千t上回る473万8千t、飼料用は、前年度を1万1千t上回る96万6千tであった。

これを国別で見ると、アメリカが全輸入量の52%にあたる298万5千t、カナダが27%の155万1千t、オーストラリアが21%の116万8千tとなった。

イ 大麦

9年度における大麦の輸入量は、前年度を13万7千t下回る140万9千t(前年度は154万6千t)となった。このうち、食糧用は19万5千tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが、9年度の輸入量は前年を13万7千t下回る121万4千tであった。

これを輸入国別で見ると、アメリカが全輸入総量の25%にあたる36万t、カナダが19%の26万3千t、オーストラリアが56%の78万6千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(イ) 国際需給

97/98年度の世界の小麦の生産量は、前年度より増産し、6億1,170万tと見込まれている(USDA見込)。作付面積の減少や寒波、干ばつ等の悪影響からカナダ、オーストラリア等で減少するものの、アメリカ等で増

加することから、前年より増産となった。

97/98年度の消費量は、アメリカで飼料用需要がわずかながら減少するものの、中国・旧ソ連等で増加すること等から、前年度より増加し、5億8,800万tとなった。

期末在庫量は、前年に引き続き生産量が消費量を上回ることから、前年度より21.3%増加し1億3,500万t(23.0%)となった。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW, No.2期近もの)で見ると、96年4月に入り、アメリカの冬小麦の作柄懸念等により高騰し、一時ブッシェル当たり7.17ドル(263ドル/t)と史上最高値を更新したが、アメリカで春小麦の作柄が良好なことや、主要先進国で軒並み増産が見込まれる需給状況を反映して軟調となり、さらにアメリカの輸出量が低調なことから、11月下旬には3.69ドルと相場が上昇し始める前の95年5月の水準まで下落した。

97年に入ると、価格低下に伴う作付面積の減少懸念等から堅調傾向となり、4月にはアメリカ小麦生産地帯での寒波、洪水被害懸念及び欧州の干ばつ被害懸念等から上昇し、一時4ドル台半ばまで上昇した。

しかし、寒波被害を受けた小麦の作柄の改善や天候状況の回復等から徐々に値を下げた。その後は、天候状況により一進一退を繰り返す神経質な値動きとなっていたが、需給の緩和基調とアジア諸国の経済危機等から再び軟調傾向に転じた。

98年に入ると、引き続きアジア経済危機とアメリカの低調な輸出、良好な作柄等から軟調傾向となり、4月下旬以後は2ドル台後半を推移し、現在(8月上旬)は2.5ドル前後となっている。

イ 大麦

(イ) 国際需給

97/98年度の世界の大麦の生産量は、アメリカ、カナダ、オーストラリア等で減産となるものの、EU、旧ソ連、東欧等で増産となることから、前年度を0.6%上回る1億5,500万tとなった(USDA見込み)。

世界の大麦の消費量は、東欧、旧ソ連等で増加するものの、アメリカ、EU等で減少することから、前年度を2.4%下回る1億4,590万tとなった。

(イ) 価格動向

大麦の価格については、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No.1ウェスタン)の推移をみると、95年4月以降、アメリカにおける飼料穀物(トウモロコシ)の生産不安が大きく上昇した。

その後も、期末在庫水準の低下を背景に、トウモロ